

岩屋地区 地域おたすけガイド

- 1、 活動基準**
- 2、 災害対策本部設置基準**
- 3、 基本情報**
- 4、 資機材庫リスト**
- 5、 地震**
- 6、 とりまとめ事項**
- 7、 地域マップ**
- 8、 各種行動の事前指示書**

2019年3月作成

岩屋ふれあいのまちづくり協議会

岩屋防災福祉部会

1、活動基準

- 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し(自助)無理をせず、自分たちのできる範囲で行動を行うことが大前提です。
- ふれあいのまちづくり協議会の役員だけが使用するのではなく、災害時集まった人たちで地域の安全を守れるよう、自分たちのできる範囲で防災活動を行いましょう。

2、災害対策本部設置基準

- 震度 5 強以上の地震が発生した場合
- 地震による被害が発生したとき
- 台風や集中豪雨により地域内に「特別警報」または「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令された場合
- 住民に災害による被害が予想される場合



3、基本情報

| | |
|---------------|--------------------------------|
| 防コミ運営本部 | 岩屋地域福祉センター |
| ブロック本部 | 岩屋公園 |
| | 敏馬神社 |
| | ちびっ子広場(北7) |
| 防災資機材庫 | 岩屋公園 |
| | 岩屋北公園 |
| | ちびっ子広場(北7) |
| 緊急避難場所(屋内) | 西灘小学校 |
| | 原田中学校 |
| | 科学技術高等学校(中央区) ※洪水の時は、他の避難所へ |
| 一時集まり(屋内) | 岩屋青年会館 |
| 緊急避難場所(屋外) | 地域内緊急避難場所として指定はありません |
| 一時集まり(屋外) | 岩屋公園 |
| | 岩屋北公園 |
| | 敏馬神社 |
| | ちびっ子広場(北7) |
| 防災行政無線 保有者 | 岩屋地域福祉センター |
| | 〇〇氏 (北4) |
| | 〇〇氏 (中1) |

4、防災資機材庫リスト

| | | 中1公園 岩屋公園 | 北2公園 岩屋北公園 | 北7広場 ちびっ子広場 | 合計 |
|----|------------|--------------|---------------|----------------|----|
| | 鍵保管者 | | 地域福祉 センター | | |
| 1 | 布バケツ | 14 | 15 | 15 | 44 |
| 2 | スコップ | 5 | 6 | 6 | 17 |
| 3 | バール | 2 | 6 | 6 | 14 |
| 4 | のこぎり | | 2 | 1 | 3 |
| 5 | 折りたたみのこぎり | | 5 | 3 | 8 |
| 6 | ハンマー | 2 | | 1 | 3 |
| 7 | 簡易ジャッキ | 2 | 3 | 3 | 8 |
| 8 | ツルハシ | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 9 | ボルトクリッパー | | 1 | 1 | 2 |
| 10 | 折りたたみ担架 | | 1 | 1 | 2 |
| 11 | とび口 | | 1 | 1 | 2 |
| 12 | ヘルメット | 10 | 10 | 10 | 30 |
| 13 | 手袋 | 18 | 18 | 18 | 54 |
| 14 | 腕章 | 10 | 15 | 15 | 40 |
| 15 | 携帯用電灯 | | 4 | 4 | 8 |
| 16 | トランジスタメガホン | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 17 | 広報・訓練用拡声器 | | 1 | | 1 |
| 18 | ブルーシート | | 3 | 3 | 6 |
| 19 | 携帯用発電機 | | 1 | 1 | 2 |
| 20 | 台車 | | | 1 | 1 |
| 21 | 救急セット | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

5、地震

【災害発生直後】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

個人の行動

地震発生直後の安全の確保

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 火を使用している場合は、可能な限り火を止める | |
| 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど身の安全を確保する | |
| 家族の安全を確認する | |
| 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う | |
| ラジオなどで情報の確認 | |
| 自宅周辺の被害状況を確認する | |

防災福祉コミュニティとしての活動



1 防コミ運営本部の立ち上げ

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 防コミ運営本部に来るときに情報を集めながら来る | |
| 防コミ運営本部（岩屋地域福祉センター）に集まったメンバーで本部を立ち上げる | |
| 本部に集まったメンバーで統括防災リーダーを決める | |
| 統括防災リーダーは班構成を行う（情報班、安否確認班等） | |
| 本部に地域のマップ等配置、集まったメンバーで情報共有するためホワイトボードや模造紙など設置準備 | |
| 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す | |

| | |
|--------------------------------|--|
| 各ブロック(自治会長)は状況を本部に知らせる | |
| 各ブロックの人員が不足しているときは、本部から人員を派遣する | |

2 ブロック毎の災害対応

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 防災活動が可能な場合は、ブロック本部に集まり、必要な班を編成し防災活動を行う | |
| ブロック長(単位自治会長等)は「安否確認班、救出救護班」などの対応すべき災害に応じた班を編成する | |
| 災害現場で、資機材の数が足りない、人員が足りない場合には近隣の住民に協力をお願いする | |

3 情報収集・伝達

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 防コミ本部又はブロック本部に参集する道中で情報を集める | |
| 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から地震情報等の収集を行う | |
| 防災行政無線等により収集した地震情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する | |
| 特に路地等、道の狭い場所の被害がないかを確認すること | |

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 安否確認

| 内 容 | 確認 |
|---------------------------|----|
| 各ブロックごとに安否確認を行う(メガホン等も活用) | |

* (災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は)民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う

5 消火活動

| 内 容 | 確認 |
|-----------------------|----|
| 出火場所を確認し、119(消防)へ連絡する | |
| 消火活動人員の割り振りをする | |

| | |
|---|--|
| ブロック単位で水バケツや近所の消火器、耐震性貯水槽の小型動力ポンプを活用し初期消火を行う | |
| 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する(メガホンなど活用) | |

* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 救出活動人員の割り振りをする。消防へ連絡する | |
| 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する(バール、ボルトクリッパー、とび口など活用) | |
| 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する(救急セットが足りない場合はご近所にも依頼) | |
| 倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める | |

* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

7 救護所の設置

| 内 容 | 確認 |
|----------------------------|----|
| けがの手当てができるよう公園内に救護所を設置 | |
| 資機材の応急セットやご近所から救急箱を提供してもらう | |
| 近隣の医療機関の応援を求める | |

8 災害時要援護者の避難支援

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時要援護者の避難支援を行う | |
| 支援者の割り振りをする | |

9 区や消防署への連絡

| 内 容 | 確認 |
|-------------------------|----|
| 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する | |

6、とりまとめ事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

| 内 容 | 確認 |
|---------------------------------|----|
| 防災福祉コミュニティの集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す | |

2 生活情報の収集

| 内 容 | 確認 |
|-----------------------|----|
| 生活情報の収集及び住民への周知（掲示板等） | |

3 防火・防犯パトロール

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。バイクや自転車など使用する | |

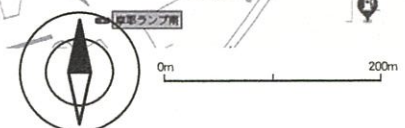
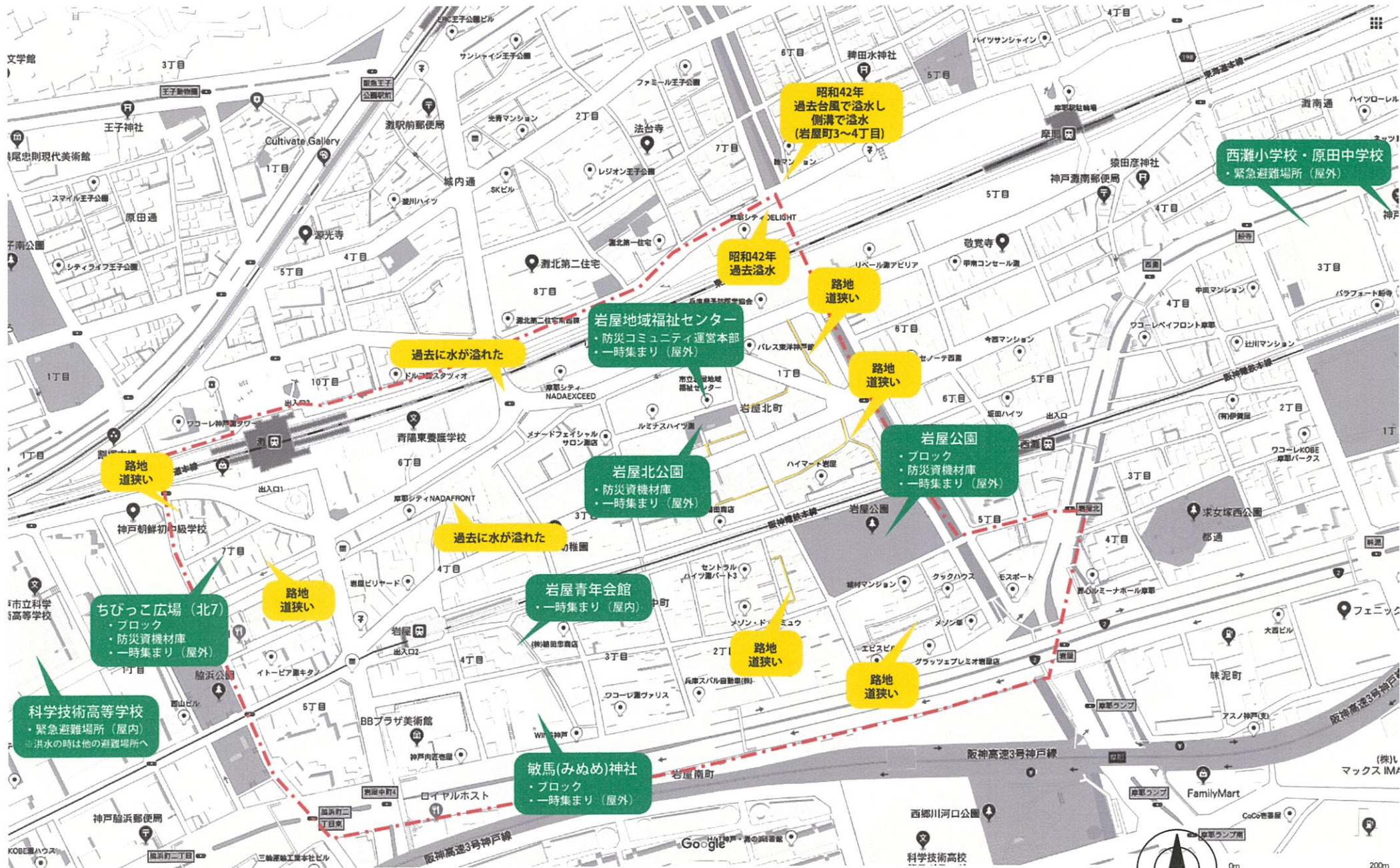
【参考】

| 避難情報の種類 | |
|-------------------|---|
| 避難準備・高齢者等 避難開始 | <input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。 |
| 避難勧告 | <input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。 |
| 避難指示(緊急) | <input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。 |

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方





情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- 地域内の災害情報を把握する



情報収集・伝達手順

1 情報収集

- (1) 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。
- (2) ラジオ等での情報収集
通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

- (3) 行政からの情報収集
各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。
- (4) 各ブロックからの情報収集




2 情報伝達

情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

- 安否確認情報の収集
- 安否不明者の確認
各自の持ち寄った情報を集約する
※災害時の要援護者名簿を事前に用意していない場合は民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認**
建物に甚大な被害がないかを確認してください。

- 2 声かけ・呼びかけ確認**
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

- 3 ドアをノックする**
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口等の確認**
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

救出・救護活動

- 資機材倉庫より必要な資機材を活用する
- 救護(応急手当)を実施する



救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か(けがの程度も含めて)確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きなものがずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。



4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

- 耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う
- 出火場所を確認し、消火人員を割り振る

消火活動手順



1 初期消火

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする。



2 小型動力ポンプの使用 (消火用水の選定)

- (1) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (2) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

(ホースの延長要領)

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

(送水の時期)

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

3 大火災からの避難

- (1) 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する。

災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

避難支援のポイント

1 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。



2 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要になることがある。



3 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。



4 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。



5 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。



6 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。



7 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。